

保険薬局 各位

一般名処方における変更調剤後の情報提供について

平素より、当院の院外処方の応需に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当院におきましては、令和 7 年 7 月 1 日より一般名処方を開始しておりますが、保険薬局において、一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときの、「調剤した薬剤の銘柄等に関して院外処方箋を発行した保険医療機関へ情報提供すること」の義務については、以下の対応とさせていただきますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【一般名処方調剤 情報提供対応】

- 保険薬局は、必ずお薬手帳の発行と、交付した薬剤の銘柄等がわかる手帳記載を行い、患者に医療機関へ持参、提示するよう指導してください。
- 治療上必要と思われる患者情報の提供を除いて FAX 等、別文書での報告は不要とします。
- お薬手帳を活用した情報提供をもって報告とするが、報告を改めてカルテ記載、又、文書取り込みは行いません（治療上必要と思われる患者情報の報告は除く）。

富士市立中央病院
薬剤科長